

フェロー制度規程

2012年5月24日 制定

2022年11月30日 改定

(総則)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の正会員を対象としたフェロー制度について定める。

(目的)

第2条

計算工学とその関連分野技術の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした者に日本計算工学会フェローの称号を与え、もって、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを目的とする。

(資格)

第3条

フェローの称号を受ける資格は、原則として、累積で本会正会員として10年間以上在籍している計算工学とその関連分野の技術者、科学者、教育者等とする。

2 本会会長が認めた場合、本条第1項以外でもフェロー称号を受ける資格者として認める。

(申請)

第4条

フェローの申請は本条(1)号に示す本人による申請、あるいは本条(2)号に示す本会正会員の推薦によるものとする。

- (1) 第3条に該当する申請者は、正会員3名（うち、2名はフェローまたは理事とする）の推薦を得て、所定の書類を本会に提出する。
- (2) 第3条に該当する者を推薦する場合、正会員3名（うち、2名はフェローまたは理事とする）を推薦者として、所定の書類を本会に提出する。
- (3) 申請に用いる推薦書には、一葉に複数の推薦人を記載することができる。
- (4) 申請にあたっては、毎年9月末日までに所定の書類を本会事務局に提出しなければならない。

(選考)

第5条

理事会直轄のフェロー選考委員会を設置して、フェローの認定候補者を選考する。選考基準および選考方法は別に定める。

(認定)

第6条

理事会は、フェロー選考委員会の報告を受けて、日本計算工学会フェローの認定を行う。

(認証と公示)

第7条

フェローの称号を受けた正会員に対しては、会長による称号の認定証を贈るとともに、学会誌ならびに本会ホームページに氏名を掲載する。

2 フェローの称号は、本会の正会員資格を有する限り、継続するものとする。

(責務)

第8条

フェローの称号を得た正会員は、計算工学とその関連分野技術の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し、計算工学とその関連分野技術の発展に引き続き寄与するとともに本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的達成に率先して努力する務を負うものとする。

(寄附)

第9条

フェローの称号を得た正会員は、年会費とは別に寄附により、本会の諸活動を財政的にも支えることが強く期待される。

(称号の返上)

第10条

第8条の責務を負えなくなったときは、本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

(改廃)

第11条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2012年5月24日 制定

2013年7月9日 改定

2017年7月14日 改定

2019年8月5日 改定

2020年9月17日 改定

2021年3月16日 改定

2021年5月12日 改定

2022年11月30日 改定

以上